

# 秋の交通安全県民運動

令和3年9月21日火~30日木



交通安全

統一行動日

令和3年  
9月21日火



各機関・団体が、交差点等の街頭で一斉に交通安全啓発活動や交通安全指導を行う日です。



# 運動の重点と取組み

## 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

### 歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断アクション・ペコリン運動」を実施しましょう。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認しましょう。

### 運転者は

- 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等を守り歩行者保護を徹底しましょう。

### 家庭・地域・職場では

- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等での見守り活動等を推進しましょう。



## 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全意識の向上

### 歩行者は

- 夕暮れや夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用しましょう。

### 運転者は

- 運転中は、車載のテレビを見ながらの運転や、考え事をして漫然と運転せず、『運転に集中』しましょう。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間の「ハイビーム実践運動」やスピードダウンを励行しましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

### 家庭・地域・職場では

- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行いましょう。



## 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

### 自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルール・マナーを遵守するとともに、自転車利用者は、反射材・ヘルメットを積極的に着用しましょう。
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等はないようにしましょう。
- 自転車事故被害者救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）へ加入しましょう。

### 自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

- ④安全ルールを守る
  - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ★夜間はライト点灯
  - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

### TSマーク



## 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

### 運転者は

- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）の運転はやめましょう。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にやめましょう。また、あおり運転被害防止のため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

### 家庭・地域・職場では

- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用を働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。

